

論地がるてん ご利用までの流れ

- お電話（０５６６－５３－３３００）にてご相談下さい。



＜入所の対象になる方＞

- **高浜市にお住まいの方**

- 要介護３～５の認定を受けている方

但し要介護１～２の方であっても、やむを得ない事情により特別養護老人ホーム以外での生活が著しく困難であると認められる場合には、高浜市からの意見を踏まえ、入所判定会議において必要性を判断し、特例的に入所することができる。

- 論地がるてんについてご説明致します。

利用料金や、サービス内容、行事などをご説明します。

わからないことや不安なこと、些細なことでもご相談下さい。



- 入所申込書をご記入いただき、申込みの受け付けをします。

入所申込に関する書類は当施設書式のものをご用意しております。

ご家族と、担当のケアマネジャーさんにそれぞれにご記入頂きます。

- ①入所申込書、②介護支援専門員意見書、③個人情報の使用に係る同意書、④入所希望者の保険証コピーを添えてお申し込み下さい。

＜入所のご案内について＞

- 当施設では愛知県特別養護老人ホーム標準入所指針を基に優先入所指針を定めています。
- 施設長、生活相談員、ケアマネジャー、看護職員、介護職員、管理栄養士等の論地がるてん職員及び高浜市福祉課担当で構成し、必要に応じて第三者委員を加えることとする。入所判定会議にて入所の優先順位等を検討いたします。

入所判定会議の結果は入所申込者にご連絡いたします。また入所優先順位の高い方には、利用診断書の準備をお願いします。（利用診断書の用紙をお渡しします。）

なお主治医を論地がるてんの嘱託医に変える場合は、現主治医から嘱託医への紹介状が必要となるため、適時論地がるてんから主治医へご記入のお願いをさせていただきます。

- 契約を結びます。

必要な書類は当方で用意します。（利用契約書、重要事項説明書など）

【利用者様、ご家族にご用意頂くもの】

印鑑（利用者様、ご家族、それぞれにご用意ください）



- 入所の日を迎えます。

入所に必要なもの、ご用意頂くものは一覧表を契約時にお渡し致します。

家具などを持ち込まれる場合は事前にお届け頂けても結構です。（居室が決まり次第）私物（衣類など）には全て記名をして頂きますようお願い致します。



● 論地がるてんからののお知らせとお願い ●



- 1 論地がるてんは病院ではありませんので医師は常駐しておりません。
そのため、直接の医療行為は行いません。
- 2 看護師は、健康管理として以下のことを行います。
①薬の管理 ②健康状態のチェック（血圧・体温・脈拍・一般状態 等）
③床ずれ（褥瘡）の防止、傷の消毒 ④排泄状態のチェック ⑤水分・食事等のチェック
- 3 容体急変の場合は必ずご家族に連絡致します。
あらかじめ緊急時のご家族への連絡先をお知らせ下さい。
- 4 看護師は夜間帯は勤務しておりません。（待機体制で、夜間は電話での指示と緊急時対応のみ）
そのため日常的に医療ケアを必要とされる方はご利用をお断りする場合があります。
- 5 入所申込後、申込書の記入事項に変更（住所、連絡先、要介護度、入所希望者の死亡を含めた状態変化）や、他施設へ入所決定等ありましたらお手数ですが当施設までご一報ください。

